

中央区建築基準法等取扱い基準

中央区都市整備部建築課

本取扱い基準のご利用にあたって

1 位置づけ

本取扱い基準は、建築基準法関係規定における本区の基本的な考え方やこれまでの法解釈の内容を明確化し、建築計画、設計等に関わる皆さまが効率的に検討を進められること、また、指定確認検査機関の審査の参考資料となることを目的として作成しています。

基準の内容は本区に対して建築確認申請を行う際の標準的な取扱いであり、指定確認検査機関の見解を拘束するものではありません。指定確認検査機関に対して確認申請を行う場合は、申請先の機関と十分な協議を行ってください。

なお、指定確認検査機関の審査において、本取扱い基準を参考にする場合の疑義については、申請者からではなく指定確認検査機関から中央区に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

2 本編で引用した法令名の略称

- 法 ：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 令 ：建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- 規則 ：建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
- 都安条 ：東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）